愛知県後発医薬品採用リスト

令和６年１月

愛知県後発医薬品適正使用協議会

愛知県後発医薬品リストについて

１．目的

　後発医薬品の種類が多いことから、医療関係者にとって後発医薬品採用のための情報収集・評価が大きな負担となっています。

　医療機関や薬局が後発医薬品を選択する際の一助となるよう、県内の公立・公的病院等で採用している後発医薬品採用リストを作成しました。

２．協力病院（五十音順）

【名古屋・尾張中部医療圏】（23病院）

愛知県がんセンター、愛知県精神医療センター、医療法人済衆館 済衆館病院、公益財団法人名古屋港湾福利厚生協会 臨港病院、公益社団法人日本海員掖済会 名古屋掖済会病院、国家公務員共済組合連合会 名城病院、大同病院、名古屋記念病院、社会福祉法人恩賜財団 愛知県済生会リハビリテーション病院、独立行政法人国立病院機構名古屋医療センター、独立行政法人国立病院機構東名古屋病院、独立行政法人地域医療機能推進機構 中京病院、独立行政法人労働者健康安全機構 中部労災病院、名古屋市総合リハビリテーションセンター付属病院、名古屋市立大学医学部附属西部医療センター、名古屋市立大学医学部附属東部医療センター、名古屋市立大学医学部附属みどり市民病院、名古屋市立大学病院、名古屋大学医学部附属病院、日本赤十字社愛知医療センター名古屋第一病院、日本赤十字社愛知医療センター名古屋第二病院、みなと医療生活協同組合 協立総合病院、南医療生活協同組合 総合病院南生協病院

【海部医療圏】（２病院）

　愛知県厚生農業協同組合連合会 海南病院、津島市民病院

【尾張西部医療圏】（７病院）

　愛知県厚生農業協同組合連合会 稲沢厚生病院、一宮市立木曽川市民病院、一宮市立市民病院、社会医療法人杏嶺会一宮西病院、稲沢市民病院、医療法人山下病院、総合大雄会病院 大雄会第一病院

【尾張東部医療圏】（４病院）

　愛知医科大学病院、公立陶生病院、独立行政法人労働者健康安全機構 旭労災病院、藤田医科大学病院

【尾張北部医療圏】（６病院）

　愛知県医療療育総合センター中央病院、愛知県厚生農業協同組合連合会 江南厚生病院、医療法人徳洲会 名古屋徳洲会総合病院、春日井市民病院、小牧市民病院、社会医療法人志聖会 総合犬山中央病院

【知多半島医療圏】（６病院）

　あいち小児保健医療総合センター、愛知県厚生農業協同組合連合会 知多厚生病院、公立西知多総合病院、国立研究開発法人 国立長寿医療研究センター、常滑市民病院、半田市立半田病院

【西三河北部医療圏】（３病院）

　愛知県厚生農業協同組合連合会 足助病院、愛知県厚生農業協同組合連合会 豊田厚生病院、トヨタ記念病院

【西三河南部東医療圏】（３病院）

医療法人木南舎 冨田病院、岡崎市民病院、藤田医科大学岡崎医療センター

【西三河南部西医療圏】（５病院）

　愛知県厚生農業協同組合連合会 安城更生病院、医療法人豊田会 刈谷豊田総合病院、社会医療法人財団新和会 八千代病院、西尾市民病院、碧南市民病院

【東三河北部医療圏】（１病院）

　新城市民病院

【東三河南部医療圏】（５病院）

　愛知県厚生農業協同組合連合会 渥美病院、蒲郡市民病院、独立行政法人国立病院機構 豊橋医療センター、豊川市民病院、豊橋市民病院

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　以上65病院

３．掲載品目

　協力病院が令和５年10月１日時点で採用している後発医薬品（内用薬、注射薬、外用薬、歯科用薬剤）

ただし、後発医薬品として承認された医薬品であっても、先発医薬品と薬価が同額又は高いものについては除いています。

４．掲載項目

厚生労働省保険局作成の薬価基準収載品目リスト（令和５年10月１日適用）及び一般名処方マスタ（令和５年10月１日適用）を基に作成しています。

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 説明 |
| ①区分 | 内用薬、注射薬、外用薬、歯科用薬剤の別 |
| ②薬価基準収載医薬品コード | 薬価基準に掲載されている医薬品の分類コード |
| ③YJコード・個別医薬品コード | 上記コードにおいて統一名収載された個々の医薬品に対して別々のコードを付与したもの |
| ④成分名 | 当該医薬品の有効成分の名称（配合剤で非常に多くの医薬品成分を含む場合には省略しています。） |
| ⑤後発医薬品名 | 製薬企業が製造販売している個別の医薬品名 |
| ⑥規格 | 有効主成分の含有量（５ｍｇ、10ｍｇなど）や剤形（錠剤、カプセル剤などの別）を示しています。 |
| ⑦メーカー名 | 当該医薬品を製造販売している企業名薬価基準収載品目リスト（令和５年10月１日適用）に掲載されていないもの（統一名収載品目）は、「空欄」とし省略しています。 |
| ⑧薬価 | 1錠あるいは1ｇなど規格当たりの価格（令和５年10月１日適用薬価基準収載品目リストより引用） |
| ⑨採用病院数 | 全体及び医療圏毎の当該医薬品の採用病院数 |
| ⑩一般名コード | 薬価基準収載医薬品コードの上９桁に続き、３桁「ＺＺＺ」を付記し、12桁としています。ただし、上９桁で適切な区分が行えない成分・規格については、９桁目をアルファベットとして区別し、例外コード品目対照表で対応しています。なお、一般名処方マスタ（令和５年10月１日適用）に掲載されていないものは、｢なし｣としています。 |
| ⑪一般名処方の標準的な記載 | 【般】＋「一般的名称」＋「剤形」＋「含量」平成24年４月１日以降、後発医薬品が存在する医薬品について、薬価基準に収載されている品名に代えて、一般的名称に剤形及び含量を付加した記載（以下「一般名処方」という。）による処方せんを交付した場合に、医療機関において一般名処方加算を算定できることとなりました。「一般的名称」については、添付文書における有効成分の一般的名称を基本としつつ、これをもととした既収載品の販売名も参考にして一部簡略化したものもあります。例：アトルバスタチンカルシウム水和物　→　アトルバスタチンジクロフェナクナトリウム　　→　ジクロフェナクNaまた、配合剤については、原則として、有効成分の一般的名称（原則として、塩及び水和物に関する記載は省略）を「・」で接続し、含量は記載しないこととしていますが、同一の有効成分を含有し、含量のみが異なる複数の製剤が存在するときは、区別のため、一般的名称の後に含量を記載しています。その他、同一の有効成分・剤形を有する医薬品であって、効能・効果、用法・用量等の異なるものが存在する場合には、括弧書き等により区別を行っているものがあります。なお、一般名処方マスタ（令和５年10月１日適用）に掲載されていないものは、｢なし｣としています。また、注射薬は、一般名処方加算の対象外であり掲載されていません。　　 |
| ⑫同一剤形・規　格内の最低薬価 | 同一の剤形・規格のうち、最も薬価が低い品目の薬価です。原則として経過措置として使用期限を定められた医薬品を除きますが、最も薬価が低い品目に新たに使用期限が定められた場合には、当該期限をもって変更を行います。ただし、同一の含量の「錠剤（普通錠・口腔内崩壊錠）、カプセル、分散錠、粒状錠等」、「散剤、顆粒剤、細粒剤、末剤等」、「液剤、シロップ剤、ドライシロップ剤等」については、「同一剤形・規格」として整理しています。なお、一般名処方マスタ（令和５年10月１日適用）に掲載されていないものは、空欄としています。 |
| ⑬備考（効能違いなど） | 個別品目について経過措置として使用期限が定められたことにより、今後、一般名処方マスタからの削除又は同一剤形・規格内の最低薬価の変更が見込まれるものについては、それらの情報について記載しています。同一剤形・規格内の医薬品のうち、効能・効果、用法・用量が異なるものについては、添付文書や下記ＵＲＬでご確認下さい。日本ジェネリック製薬協会ＵＲＬ：https://www.jga.gr.jp/medical/confirm-effective/なお、一般名処方マスタ一般名処方マスタ（令和５年10月１日適用）に掲載されていないものは、空欄としています。 |